

令和3年4月15日

## 本市の対応方針

大阪府は、4月14日に本部会議を開催し、4月5日から5月5日までのまん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請を変更しました。

これを受け、本市の新型コロナウイルス関連肺炎対策本部の方針を下記のとおりとする。

### 記

**まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請**※大阪府の資料2-1 参照

**4月14日に、レッドステージ2に移行**

区域 大阪府全域

期間 4月5日～5月5日

#### **1. 市民への呼びかけ** 4月5日～5月5日

・大阪府域全域における不要不急の外出・移動※1は自粛すること

※【4月8日から要請】(特措法第24条第9項)

・大阪府外への不要不急の外出・移動※1は自粛すること(特措法第24条第9項)

※1 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外

・営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないこと  
(特措法第24条第9項、第31条の6第2項)

・歓送迎会は控えること(特措法第24条第9項)

・少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること(特措法第31条の6第2項)

・4人以下※2でのマスク会食※3の徹底(特措法第31条の6第2項)

※2 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない

※3 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない

★各団体等に特にお願いしたいこと(特措法第24条第9項に基づく)

＜大学等へのお願い＞(特措法第24条第9項に基づく)

○授業は、原則オンラインとし、困難な場合は、クラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避すること※【4月15日から要請】

○学生に対し、部活動の自粛を徹底すること※【4月15日から要請】

○学生に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること

○学生に対し、歓送迎会、新歓コンパを控えるよう求めること

○課外活動、学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること

○学生に対し、4人以下でのマスク会食の徹底を求めること

<経済界へのお願い> (特措法第24条第9項に基づく)

○「出勤者数の7割削減」をめざし、テレワークを徹底すること

出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること

○従業員等に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること

○従業員等に対し、歓送迎会、研修時の懇親会を控えるよう求めること

○従業員等に対し、4人以下でのマスク会食の徹底を求めること

**2. イベントの開催について** 4月5日～5月5日

●イベントの開催について(市主催(共催)のイベントを含む)

・主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請

・全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること

・全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直しを行った場合には、国に準じて対応

・イベント開催の要件は以下のとおり(適切な感染防止策が講じられることが前提)

**【収容率】**

○大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの

・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等

・飲食を伴うが発声がないもの(※2)

⇒100%以内(席がない場合は適切な間隔)

○大声での歓声・声援等が想定されるもの

・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等

⇒50%(※1)以内(席がない場合は十分な間隔)

※1:異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※2:「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。

【収容人数】 4月5日～5月5日

人数上限:5,000人以下

### 3. 施設(事業者)について 4月5日～5月5日

飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)

バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

【要請内容】(特措法第24条第9項に基づく要請)

○営業時間短縮(5時～21時)を要請。ただし、酒類の提供は11時～20時30分まで

○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む)

○アクリル板の設置等

○上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置(従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気)

○CO<sub>2</sub>センサーの設置

○業種別ガイドラインの遵守を徹底

○カラオケ設備の利用自粛(飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店)

【協力依頼】 4月9日～5月5日

運動施設、遊技場、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)

以下の内容について、協力を依頼

- ・営業時間短縮(5時～21時)ただし、酒類の提供は11時～20時30分
- ・催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。
- ・入場者の整理誘導等を行うこと。

遊興施設※、物品販売業を営む店舗(1,000㎡超)(生活必需物資を除く)、サービス業を営む店舗(1,000㎡超)(生活必需サービスを除く)

以下の内容について、協力を依頼

- ・営業時間短縮(5時～21時)ただし、酒類の提供は11時～20時30分
- ・入場者の整理誘導等を行うこと。

※遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・協力依頼の対象外。

★本市公共施設では

- ・施設ごとに設けた制限を継続するとともに、さらなる制限が必要な場合には、新たな制限を設けるなどの対策を講じること。
- ・公共施設の開館時間を21時までとする。 4月9日～5月5日

※予約状況や準備の関係で、整い次第の対応となります。

- ・福祉センターおよび地域福祉センターなどの対応を次のとおりとする。

福祉センター錦溪苑の対応

4月9日～	健康増進機能は利用可能(お風呂、マッサージ、ヘルストロンなど)
5月5日	娯楽機能は停止(クラブ活動、娯楽室(カラオケ)、休憩室、囲碁、将棋、ビリヤードなど)

地域福祉センター(あやたホール・くすのかホール)の対応

4月9日～	健康増進機能は利用可能(お風呂、マッサージ、ヘルストロンなど)
5月5日	娯楽機能は停止(娯楽室(カラオケ)、囲碁、将棋など)

障がい者福祉センター(あかみね)の対応 4月9日～5月5日

停止を継続する機能	クラブ、教室など
-----------	----------

小山田コミュニティセンター(あやたホール)

清見台コミュニティセンター(くすのかホール)の対応 4月9日～5月5日

停止を継続する機能	娯楽室 カラオケ設備
-----------	------------

日野コミュニティセンター(みのでホール)の対応 4月9日～5月5日

停止を継続する機能	カラオケ設備
-----------	--------

その他の施設 4月9日～5月5日

交流スペースや娯楽スペースなどの閉鎖
--------------------

**4. 市立学校の対応について**

大阪府教育庁から通知される指導・助言に応じることとする。

**5. 事業やイベントの開催の可否や延期などについて**

今一度事業の必要性を再考し、中止や延期を検討すること。

また、やむを得ず実施する場合は感染対策(マスク・消毒・検温・換気・参加者の把握)を徹底すること。

**6. 職場体制について**

- ・職員及び来庁者の感染予防対策を強化すること。
- ・窓口対応から電話やメール又は郵送等への切り替えができるものについては、切り替えを行い、可能な限り対面での接触を減らす工夫をすること。

- ・会議などのあり方を再検討し、対面による会議は、中止または延期し、電話やFAX、メール等を利用する他、積極的にWEB会議システムを利用するなどの措置を講じる。
- ・河内長野市職員の早出遅出勤務に関する規則に基づき、公共交通機関を利用する職員の時差出勤を実施する。また、自転車通勤も推奨する。
- ・テレワークについては、所属長の判断により積極的に実施する。
- ・全庁的な交替制勤務は実施しないが、業務に支障のない範囲で積極的に実施し、実施する場合は人事課と協議を行うこと。
- ・計画的な年次休暇の取得を行うこと。

## 7. 職員への周知について

- ・大阪府域全域における不要不急の外出・移動※1は自粛すること  
※【4月8日から要請】
- ・大阪府外への不要不急の外出・移動※1は自粛すること  
※1 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外
- ・職員に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること
- ・歓送迎会は控えること
- ・少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること
- ・マスクの徹底(4人以下でのマスク会食の徹底)
- ・手洗い及び消毒の徹底
- ・人と人との距離(1～2m)をあける
- ・執務室及び会議室の換気を徹底する

## 8. 新型コロナウイルス予防啓発を引き続き積極的に行う。

## 9. 国・大阪府より対応方針に関し要請があった場合は、これを尊重する。

## 10. 国により終息などが発表された等の場合は、この対処方針を適宜見直す。

河内長野市新型コロナウイルス関連肺炎対策本部 本部長

**【追加方針 4月15日】**

○学校施設の開放については次のとおりとする。

- ・学校開放事業への対応 4月17日～5月5日

すべての市立小中学校の利用を停止する

河内長野市新型コロナウイルス関連肺炎対策本部 本部長

**【追加方針 4月15日】**

○市立学校における教育活動等については次のとおりとする。

<授業について> 4月15日～5月5日

・分散登校や短縮授業は行わず、通常形態（1教室40人まで）を継続する

・ただし、感染リスクの高い活動は実施しない

<修学旅行、府県間の移動を伴う教育活動について> 4月15日～5月5日

・中止または延期とする

<部活動について> 4月15日～5月5日

・原則休止とする

河内長野市新型コロナウイルス関連肺炎対策本部 本部長